

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |

○

○○

○○

○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

○○○○○○○○

１２３４

１２３

○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○

○○　○○

○○○○



（お客様控え）

**結婚相手紹介サービス入会申込契約書**

**◇ 入会申込者**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | | | | | | | | 男 | | | | 女 | |
| お名前 |  | | | | | | | | | ㊞ | | | | | |
| 生年月日 | S ・ H | |  | 年 | |  | | 月 |  | | | 日 |  | | 歳 |
| 住所 | 〒　　　　 - | | | | | | | | | | | | | | |
|  |  | | | | | | | | | | | | | |
| 電話 |  | | | | | | （携帯） | | | | | | | | |
| 契約年月日 | 年 | | | | 月 | | | | | | 日 | | | | |

**◇ 提供するサービス**

1. 株式会社日本仲人連盟(以下連盟)発行の会員個人データを閲覧することによる情報提供を行います。
2. インターネットを利用しNNR専用Webサイトで会員検索サービスを提供しています。(有料。24時間利用可。但しメンテナンス、故障時等利用できない時もあります。その場合の補償、割引はいたしません。)
3. 連盟発行の会員個人データの中からお見合いを希望するお相手を選択することができます。お相手を選択する回数は、本会の営業日内で月4回とし、1回に選択できる人数は5名までとし、最大月20名までとします。
4. 選択したお相手にお見合いの申し込みがお客様からも相談室からもできます。
5. お相手がお見合いを承諾した時、お見合いの日時、場所などの設定を行います。
6. お見合いパーティ・セミナー等の催しに参加できます。（有料。月1～3回、時間、場所はその都度設定。種類によって参加できないものもあります。）
7. お見合い、交際、結婚に関するアドバイス等を行います。

**◇提供するサービスの期間**

会員期間1年とし、本会で契約書面（結婚相手紹介サービス入会申し

込み契約書）を取り交わした後、連盟発行の会員個人データを閲覧し

た日を役務提供開始日とする。会員規則12条（会員の休会及び退会）

及び14条（会員の除名）に該当したときを役務提供終了日とする。

**◇入会費用の内容ご案内**

1. 入会時の諸手続きにかかる費用です。
2. 連盟発行の会員個人データに登録するための費用です。
3. 連盟発行の会員個人データを利用し、お相手の選択、申し込

み、お見合い、交際、成婚までのアドバイス等の費用です。

1. 入会初期（入会後3ヶ月）の結婚のためのカウンセリング等の費用です。
2. お見合いが設定された時の1回あたりの費用です。
3. 会員規約15条（成婚）に基づいた費用です。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＊入会時料金（　 オンラインスタンダード　 コース） | | | | | | | |
| 入会金 |  |  |  |  |  | ０ | 円 |
| 登録料 |  |  |  |  |  | ０ | 円 |
| 月会費（　　ヶ月分） |  |  | ８ | ８ | ０ | ０ | 円 |
| 初期指導料（3ヶ月分） |  |  |  |  |  | ０ | 円 |
| ＊入会時合計 |  |  | ８ | ８ | ０ | ０ | 円 |
| 月会費 |  |  |  |  |  | ０ | 円 |
| ＊随時　お見合い料 |  | １ | ０ | ０ | ０ | ０ | 円 |
| ＊成婚時　成婚料 |  |  |  |  | （税込価格） | ０ | 円 |

**◇支払い時期と方法**

1. 入会金、登録料は本会において契約書面（結婚相手紹介サービス入会申込書）を受領した日にカード決済か銀行振り込みをする。
2. 月会費、初期指導料は本会において契約書面（結婚相手紹介サービス入会申込契約書）を受領した時にカード決済か銀行振込とする。　　 　　１ ヶ月経過後の月会費は前月の末日までにカード決済か銀行振込・口座振込とする。
3. お見合い料はお見合い日までにカード決済か銀行振込とする。
4. 成婚料は会員規約15条に基づいて発生しその日から1週間以内にカード決済か銀行振込とする。

|  |
| --- |
| ■お申込みについての注意  　本書面の内容(表面,裏面)をよく読んでから入会お申込みして下さい。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 役 務 提 供 事 業 者 | |
| 名 　称 | 株式会社Linkbank　オンライン結婚相談所　SEKAIKO婚活 |
| 代 表 者 | 代表取締役　　横山　隆一 |
| 所 在 地 | 〒343-0828　埼玉県越谷市レイクタウン2丁目16番19 |
| 電話番号 | 0120-620-320 |
| 担 当 者 |  |

|  |
| --- |
| クーリングオフのお知らせ   1. お客様は契約書面(結婚相手紹介サービス入会申込契約書)を受領した日から起算して、8日間を経過するまでは書面によりクーリングオフができます。 2. 本会が、クーリングオフに際し不実告知をしたことによりお客様が誤認し、または脅迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合、改めてクーリングオフが出来る胸の書面を本会が発行し、お客様に説明します。お客様はその書面を受領した日から起算して8日間はクーリングオフが出来ます。 3. お客様がクーリングオフの書面を発したときにその効力が生じます。 4. 本会はイ)またはロ)のクーリングオフがあった場合、お客様に対し、クーリングオフに伴う一切の損害賠償又は、違約金の支払いを請求しません。 5. 本会はイ)またはロ)のクーリングオフがあった場合、お客様がすでに役務の提供を受けていたときでも、お客様に対し、役務の対価その他金銭の支払いを請求しません。 6. 本会はイ)またはロ)のクーリングオフがあった場合、お客様が役務の提供に関連して金銭を支払っているときは、お客様に対し、速やかに、その全額を返還します。 |

中途解約のお知らせ

1. お客様は契約書面（結婚相手紹介サービス入会申込契約書）を受領した日から起算して8日間を経過した後、理由の如何を問わず将来に向かって契約の中途解約を行うことができます。
2. 本会はイ）の規定により契約が中途解約されたときは、次の項目の場合に応じ各項目の金額を超える請求はしません。
   1. 契約解除が役務提供開始後である場合、次の合計額
      1. 提供された役務の対価に相当する額
      2. 契約総額からすでに提供された役務の対価を引いた金額の20％か、政令で定められた2万円のいずれか低い額。
   2. 契約解除が役務提供開始前である場合
      1. 政令で定められた3万円迄の金額
3. 中途解約時受領額からロ）の街頭金額を差し引いて返金します。
4. 中途解約時の前受け費用について、サービスの未経過月数分は全額返金します。

※入会金は提供済み役務の対価となるため中途解約時の返金はありま

せん。

* 支払い方法がローン・クレジットの場合、一定の要件のもとで本会に対して生じている事由をもって、クレジット会社に、支払い停止の抗弁を主張することができます。
* 前受金の保全措置は講じていません。
* 会員の個人情報保護に関する事項

概要書面の個人情報規定についてと会員規約第3条（個人情報の利用目的）、第4条（個人情報の取扱い）を参照してください。

* お客様相談窓口は下記になります。

**一般社団法人結婚相談業サポート協会**

メールアドレス：info@mcsa.or.jp

**電話：03-6233-2915**

* 本書面の全ての条項と会員規約（裏面）の全ての規約を了解した上で契約します。

**会員規約**

**第1条（会の運営）**

当結婚相談室（以下本会）は、株式会社日本仲人連盟（以下連盟）に加盟し連盟発行の会員個人データを利用して、結婚相手紹介サービス業務を行っています。連盟と雇用関係はなく、独立した経営主体の結婚相談室です。

**第2条（会の目的）**

本会は、会員に結婚相手紹介に必要な情報の提供及び、それに付帯するサービスや必要な助言等を行うことを目的とします。また、誠意をもって役務を提供しますが、お見合い、結婚を保証するものではありません。

**第3条（個人情報の利用目的）**

* 1. 連盟発行の会員個人データへの登録掲載、及び会員個人データの印刷に伴う印刷会社への委託
  2. 会員への閲覧。入会希望者及び相談室解説希望者への閲覧
  3. 加盟結婚相談室及び提携結婚相談室間での閲覧及び交換
  4. 加盟結婚相談室及び提携結婚相談室間の資料交換会・会合等での閲覧及び交換、貸し出し
  5. パーティ参加名簿への掲載

**第4条（個人情報の取扱い）**

1. 本会は代表者を個人情報保護管理者とし、連盟の個人情報保護方針に従い会員の個人情報を適正に取り扱い安全に管理します。
2. 本会は第3条に基づき、会員の個人情報を連盟、連盟加盟結婚相談室（以下相談室）とその会員、連盟提携結婚相談室（以下提携相談室）とその会員で共同利用します。
   1. 共同利用される個人情報の項目は連盟発行の会員個人データのとおりとします。
   2. 共同利用する者の範囲は連盟、連盟発行の会員個人データを利用して活動する相談室とその会員、提携相談室とその会員とします。
   3. 共同利用される個人情報の利用目的は連盟発行の会員個人データを利用して相談室、提携相談室を介して会員の結婚相手を紹介するためのお相手選択から成婚ないしは大会までの連絡、調整、案内のためとします。
   4. 共同で利用される会員個人データの管理責任は下記になります。
   5. (株)日本仲人連盟　　個人情報保護管理責任者　　土橋　太郎
3. 特定の機微な個人情報は原則として取り扱いませんが、会員本人の明示的な同意があればこの限りではありません。
4. 会員は事故情報の開示等を請求することができます。
5. 会員情報の変更又は成婚、退会時は、届のあったときに会員個人データの変更又は非表示とします。
6. NNR専用webサイト・サービスを利用する場合、サイト上にメールアドレスを登録します。そのメールアドレスは本会及び連盟からの連絡に使います。
7. お見合いが成立した場合、本会を通じて苗字の交換をします。
8. 連盟主催のパーティ名簿に、共同利用される個人データの1部の項目の他に、苗字と名前の頭文字を表示します。
9. 会員双方の交際確認が取れた場合、本会を通じ会員双方の連絡先の交換をします。
10. 提出された写真は退会時に返却します。データで提出された写真は退会時に本会で削除し、証明書類の写しは退会時に本会で裁断処理をします。本会所定の書面は（契約書面を含む）不正大会を防ぐ目的のため、退会後本会で一定期間保管し本会で裁断処理をします。
11. 個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を印刷会社、システム会社等に委託します。

**第5条（提供するサービス）**

表面の「提供するサービス」のとおりとします。

**第6条（入会の資格）**

* 1. 社会人として良識があり、法的にも実生活においても独身であること
  2. 本人確認書類として、健康保険証、運転免許証、年金手帳、旅券などをご自分が希望されるいずれかを提示し、その写しを提出できること
  3. 定められた証明書類、独身証明書、卒業証明書（短大卒以上）、収入証明（男性は必須）の原本を提示し、その写しを提出できること
  4. 写真（3ヶ月以内の撮影されたもの）を提出できること
  5. 公的な資格や免許を要する職業の場合は、その証明書の写しを提出できること
  6. 所定の入会申込身上書に記入し、それを提出できること
  7. 暴力団等の反社会的勢力でないこと

**第7条（入会審査）**

入会資格に不適格と認められた場合は、入会をお断りします。その場合審査基準内容、理由は開示いたしません。

**第8条（会員登録）**

会員は連盟発行の会員個人データに個人情報の記載を認めるものとします。

**第9条（会員の義務と遵守事項）**

1. 掲載内容について
   1. 提出する書類等に虚偽があってはならないものとします。

* 結婚相手紹介サービス入会申込契約書に記載されたお客様の個人情報は、本会の入会会員であること、及び本会のシステムを了承されたことを証明するためのみに使用しています。
  1. 提出する書類について証明する以外の情報は、抹消或いは黒塗りして提出するものとします。
  2. 提出した書類などに変更があった場合は速やかに届け出るものとします。

1. 個人情報に関して
   1. 連盟発行の会員個人データ内容やお見合い相手の個人情報は第三者に漏らしてはなりません。
   2. NNR専用Webサイトサービスのパスワードを第三者に教えたり、会員個人情報を印刷してはなりません。
   3. 会員個人情報を漏えいさせ、本会及び連盟に被害を与えた場合は会員に損害賠償を請求できるものとします。
2. お見合い、交際に関して
   1. お見合い相手の人格を尊重し、遊興その他不正な目的のために本会を利用してはなりません。
   2. お見合い、交際に関しては、言動、行動、服装等に気を配り、社会人として良識ある行動をすることとします。
   3. お見合いの申込みをし、承諾された場合はお断りすることはできません、やむを得ず断る場合は10,000円の違約金を本会に支払うこととします。
   4. お見合いの当日、無断欠席した場合は、20,000円の違約金を本会に支払うこととします。
   5. 会員同士の金銭授受、貸借は禁止とします。
   6. 交際をお断りする場合は本会を通して行うものとします。また断られたお相手には連絡をしてはなりません、
   7. お見合い後の交際期間は、原則として3ヶ月以内とします。やむを得ず延長を希望されるときは書面により延長期間を明記した届け出が必要となります。
   8. 交際中に関係があった場合、成婚の有無に拘わらず、成婚とみなし成婚料を支払うこととします。
   9. 交際中は交際状況を定期的に本会に報告し、結婚を決めた場合も速やかに報告するものとします。
3. トラブルについて

お見合い相手、交際相手とのトラブルについては自己責任とし、本会及び連盟は責任を負わないものとします。

**第10条（会員の責任）**

会員の入会申込み書類の記入については自己申告であり、その責任は会員本人にあります。

本会及び連盟は、その正確性について責任を負わないものとします。

**第11条（会員契約の期間）**

会員契約の有効期間は1年とします。期間中は料金の変更はしません、更新再契約時の料金は、別途定めることとします。会員期間が満了した場合は、成婚に至らなくても受領金の返還はしません。

**第12条（会員の休会及び退会）**

会員の休会は別紙に定めた事項に従って行います。休会中は連盟内で活動はできません、会員の大会は、成婚したとき、会員期間が満了となったとき、会員の意志で大会を申し出たとき、会費が2ヶ月分以上未納のときとなります。

**第13条(怪異の移籍)**

本会の都合で連盟加盟の他の相談室に同条件で移籍をする場合、同条件で引き続きサービスを提供できる時は入会時料金の残存月数に応じた返還はしません。

**第14条（会員の除名）**

以下の場合は、除名処分とすることがあります。除名処分となった場合は、受領金の返金はしません、また除名処分になった会員が本会に損害を与えた場合はその会員に対し損害賠償を請求することができます。

* 1. 会員規約に反したとき
  2. 紹介相手及び本会と連盟に対して名誉と信用を傷つけたとき
  3. 公序良俗法令に反する行為をしたとき
  4. 本会が規約に照らして会員として不適当と判断したとき

**第15条（成婚）**

1. 成婚とは、会員同士がお互いに結婚すると決めることです。本会へその旨を報告し、成婚料を支払います。
2. 以下の場合も成婚とみなされ、成婚料を支払います。
   1. 性的な関係があった場合
   2. 同居、同棲した場合（短期間も含む）
   3. 大会後、過去に本会からの紹介でお見合いした人と結婚したとき
3. 成婚大会は、契約完了となりますので受領金の返還はしません。
4. 会員が成婚の事実を故意に隠した場合は、契約成婚料の他に契約成婚料と同額の違約金を支払うこととします。正当な理由なく成婚の事実の発生から1ヶ月以内に成婚の報告をしないときは、恋に隠したものとみなします。

**第16条（問題の解決）**

会員と本会との間の訴訟は本会の所在地を管轄する地方裁判所、または簡易裁判所とします。